

台風15号・19号の災害に伴い 雇用調整助成金の特例を実施します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例内容】(台風に伴う「経済上の理由」により休業等を行う事業主が対象です。)

休業等の初日が、台風15号の影響による場合は令和元年9月9日から令和2年3月8日まで、台風19号の影響による場合は令和元年10月12日から令和2年4月11日までの間に適用します。

① 災害発生日に遡っての休業等計画届の提出を可能とします。

通常、助成対象となる休業等を行うにあたり、事前に計画届の提出が必要ですが、台風15号の影響による休業等については令和元年9月9日以降、

台風19号の影響による休業等については令和元年10月12日以降

に初回の休業等がある計画届について、令和2年1月20日までに提出いただければ、休業等の前に届け出られたものとします。

② 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮します。

最近1か月の販売量、売上高等の事業活動を示す指標(生産指標)が、前年同期に比べ10%以上減少していれば、生産指標の要件を満たします。

③ 災害発生時に起業後1年未満の事業主についても助成対象とします。

標記の災害発生時において起業後1年未満の事業主については、生産指標を災害発生時直前の指標と比較します。

④ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします。

通常、雇用保険被保険者及び受け入れている派遣労働者の雇用量を示す雇用指標の最近3か月の平均値が、前年同期比で一定程度増加している場合は助成対象となりませんが、その要件を撤廃します。

【台風に伴う「経済上の理由」とは】

風水害による直接的な被害そのものは経済上の理由に当たりませんが、災害に伴う以下のような経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は助成対象となります。

(経済上の理由例)

- ・ 取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない
- ・ 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない
- ・ 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない
- ・ 風評被害により、観光客が減少した
- ・ 施設、設備等の修理業者の手配や修理部品の調達が困難で、早期の修復が不可能

【その他の支給要件】

その他、雇用保険の適用事業所であること等の支給要件があります。詳細については最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。



助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率） ※ 対象労働者1人1日当たり8,335円が上限です。（令和元年8月1日現在）	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算（額）	1人1日当たり1,200円	
支給限度日数	1年間で100日（3年間で150日）	

◆受給手続き◆（下の表参照）

- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに計画届を提出することが必要です。
- 災害発生日まで遡って災害に伴う休業等の計画届を提出する場合、令和2年1月20日までに提出されたものについて、休業等の前に届け出られたものとして取扱います。
- 遡らない休業等については、初回の計画届を、雇用調整を開始する日の2週間前をめどに、2回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出して下さい（最大で3判定基礎期間分の手続きを同時に行うことができます。）。
- 支給申請期間は判定基礎期間終了後、2か月以内です。

※判定基礎期間とは、計画や支給申請の単位となる期間で、賃金締め切り期間と同じです。

【特例対象期間のイメージ図】

台風15号

①生産量要件緩和、事業所設置1年以上要件緩和、雇用量要件撤廃等（災害発生時～6か月）



※休業対象期間の初日が被災日以降6か月間は、生産量の減少の確認について最近1か月でよく、雇用量要件は考慮しません。

②計画届の遡及適用（施行日以降～3か月）



※施行日以降3か月間ににおいては、災害発生日まで休業期間を遡って計画届を提出できます。

【補足】

遡延申請適用△以後においては、休業を行う場合、通常通りの事前申請となります。計画届の要件審査においては、引き続き、生産量要件の緩和は令和2年3月8日まで適用されます。
△が休祝日の場合は、その前の開庁日までに提出してください。

台風19号

①生産量要件緩和、事業所設置1年以上要件緩和、雇用量要件撤廃等（災害発生時～6か月）



※休業対象期間の初日が被災日以降6か月間は、生産量の減少の確認について最近1か月でよく、雇用量要件は考慮しません。

② 計画届の遡及適用（施行日以降～3か月）



※施行日以降3か月間ににおいては、災害発生日まで休業期間を遡って計画届を提出できます。

【補足】

遡延申請適用△以後においては、休業を行う場合、通常通りの事前申請となります。計画届の要件審査においては、引き続き、生産量要件の緩和は令和2年4月11日までは適用されます。
△が休祝日の場合は、その前の開庁日までに提出してください。